

●香川県公告第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十六年香川県公告第五百八号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見書を提出した者
坂出商工会議所
 - 2 意見の概要
計画地の南面にさぬき浜街道への出入口が新設される。この出入口の近くには両景橋東交差点があり、アクセスポイントのあるさぬき浜街道の東向きは、高速運転をしている車両も見受けられる。また、両景橋東交差点でUターンする車両も見受けられるという交通安全上の課題があるため、届出書に記載されている対策を確実に実行していただきたい。また、開店後に問題が発生した場合は、速やかな対応を願いたい。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十七年三月十一日（金曜日）から同年四月十一日（月曜日）まで